

清瀬市家庭ごみ収集体系及び ごみ処理手数料の見直し

市民説明会

清瀬市都市整備部ごみ減量推進課

(1) 清瀬市の取り組み経緯

清瀬市ではこれまで、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理を目標に推進しています。

平成13年度の有料化導入やごみ減量への様々な取り組みに伴い、年々清瀬市内のごみに関して減少傾向にありますが、柳泉園組合構成三市の中で減少度合いが低い状況です。そのため、現在実効性の高い計画の実施を目指し、第3期『清瀬市一般廃棄物処理基本計画』に取り組んでいます。

(2) 清瀬市のごみ排出に関する現状 ①

平成13年有料化当時と現在では社会情勢や経済状況も大きく変化しており、安定したごみ処理業務維持のため、ごみ処理経費と負担額の見直しも必要な状況となっております。

人口・世帯数

高齢者人口推移

高齢者等の課題

ごみ処理フロー

収集・運搬体制

ごみ排出量

柳泉園組合

一部事務組合負担金

最終処分場の現状・課題

(2) 清瀬市のごみ排出に関する現状 ②

収集品目については平成18年10月から 容器包装プラスチック類等の分別が始まりました。

収集に関する支出については平成13年有料化開始当時、可燃ごみ、不燃ごみ、古紙・古布の収集運搬業務が一部委託で実施されてきました。その他の業務に関しては直営（市職員）にて収集していました。

令和元年7月現在においては有害ごみ、牛乳パック、かん収集、使用済み小型家電、せん定枝などが直営で収集運搬を実施しており、その他は委託にて実施しています。

(2) 清瀬市のごみ排出に関する現状 ③

対象区分	収集頻度	収集方式	収集区分	
可燃ごみ	週2回	ステーション方式（ごみ集積所）	委託	
不燃ごみ	隔週	ステーション方式（ごみ集積所）	委託	
粗大ごみ	随時	戸別収集方式	委託	
有害ごみ	週1回	拠点方式（常設の回収箱）	直営	
資源物	古紙・古布類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	委託
	牛乳パック	週1回	拠点方式（常設の回収かご）	直営
	びん類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	委託
	缶類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	直営
	ペットボトル	週1回	拠点方式（常設の回収かご）	委託
	容器包装プラスチック類	週1回	ステーション方式（ごみ集積所）	委託
	使用済み小型家電	週1回	拠点方式（常設の回収ボックス）	直営
	剪定枝	週1回	拠点方式（ペットボトル置場の横）	直営
	落ち葉（11・12月）	週1回	拠点方式（ペットボトル置場の横）	直営

(3) 清瀬市のごみ処理状況について ①

循環型社会の構築が求められるなか、ごみではなく資源として出すことが、今後はより重要になってきます。清瀬市のごみ処理経費の歳入・歳出の差し引きは次の通りです。

ごみ処理経費合計
約10億円

—

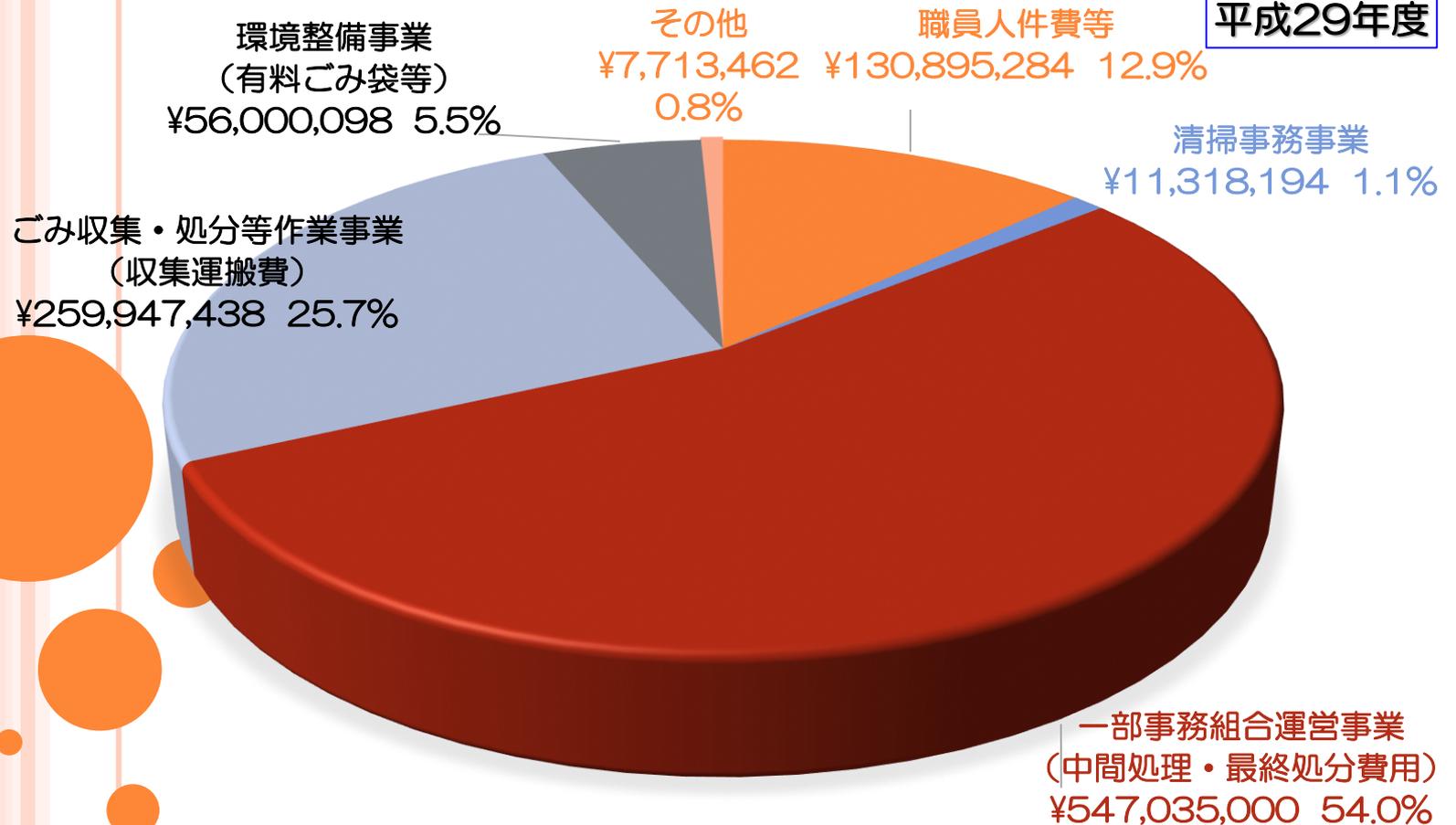
塵芥処理手数料
約1億5千万円

=

差引、約8億5千万円の支出となります。

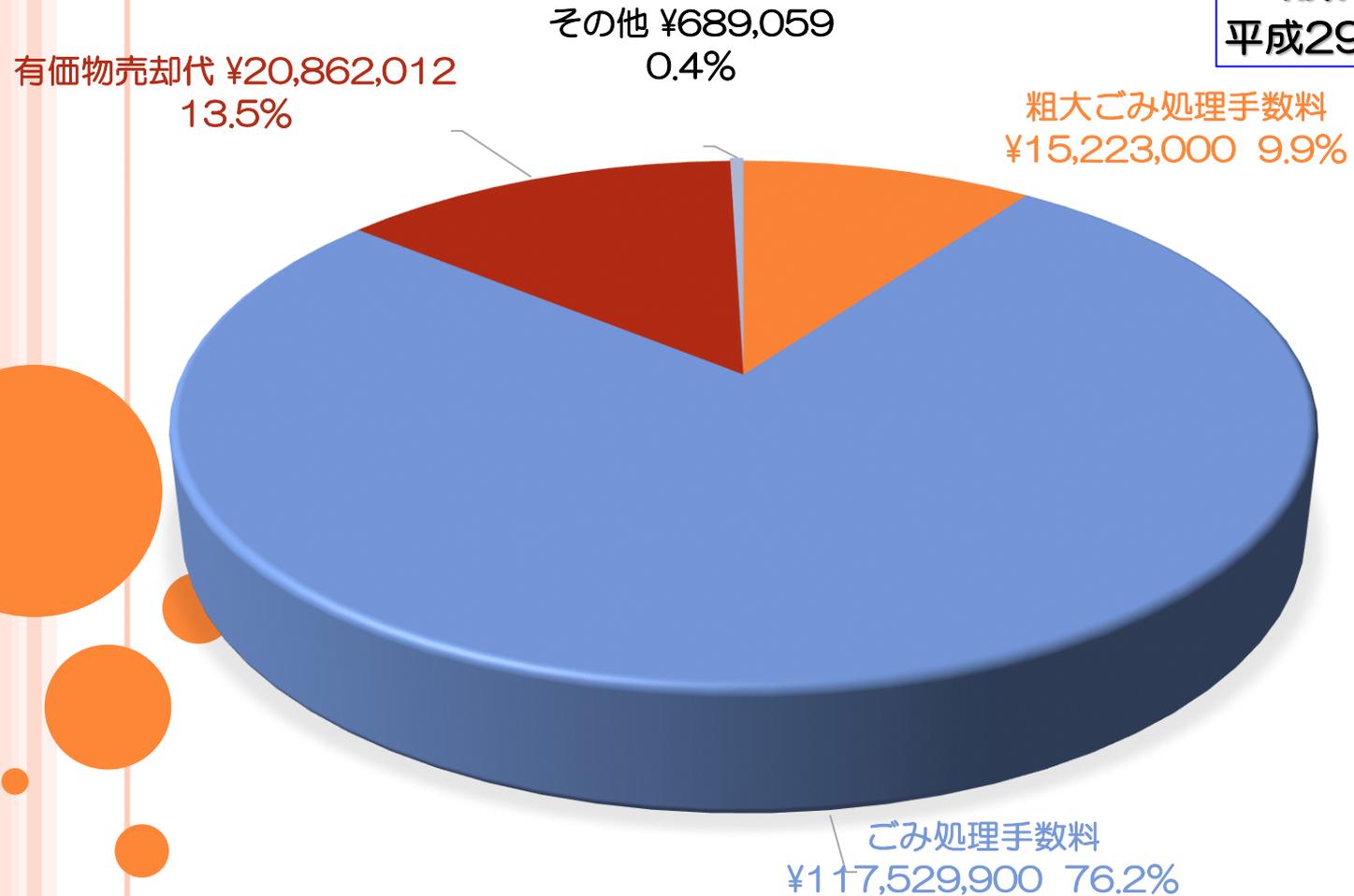
(3) 清瀬市のごみ処理状況について ②

歳出
平成29年度



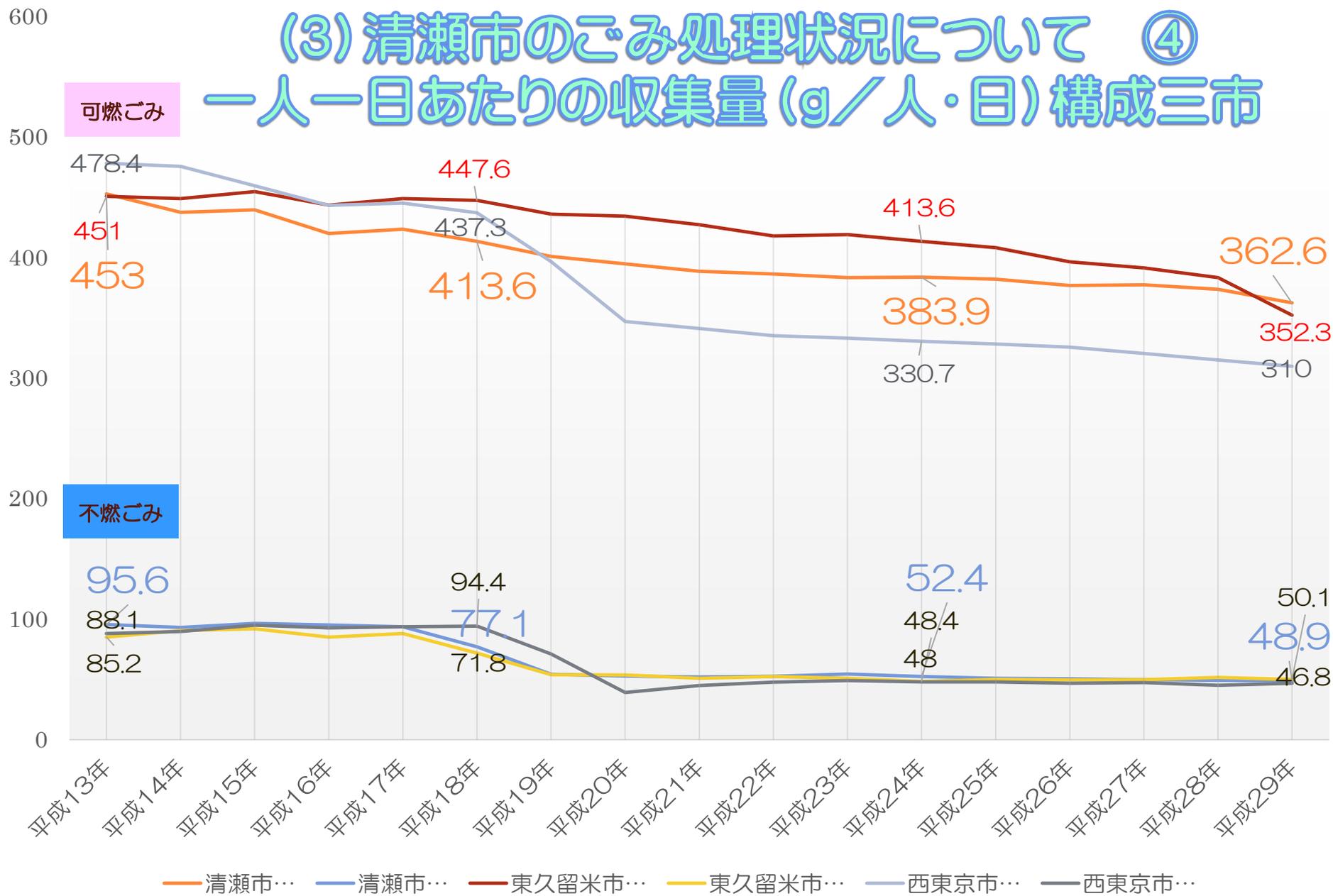
(3) 清瀬市のごみ処理状況について ③

歳入
平成29年度



(3) 清瀬市のごみ処理状況について ④

一人一日あたりの収集量 (g/人・日) 構成三市



(4) 清瀬市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物収集体系の見直しについて、市長より清瀬市廃棄物減量等推進審議会に諮問が行なわれ、その後廃棄物収集体系の見直しについて答申が示されました。

清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて
市長諮問 平成30年1月30日（火）

清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて
市長答申 平成30年8月17日（金）

清瀬市廃棄物減量等推進審議会

清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて

市長答申 平成30年8月17日（金）

(1) 今後の高齢化社会を考慮するとすべての品目を戸別収集とすべきところであるが、使用しなくなるごみ集積所の跡地利用や清瀬市の財政状況を総合的に判断すると、**可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチックの3品目**を戸別収集とすべきである。

(2) 3品目の戸別収集実施により使用しなくなるごみ集積所は、**資源物置場**としての利用に変更し、今後も活用していくことが望ましい。

(3) 集合住宅にお住まいの方に対してのサービス面の向上や**ごみ出しルールの周知徹底**などについては引き続き検討していくべきである。

(5) ごみ処理手数料見直しの基本的な考え方

- ①清瀬市の一般家庭から排出されるごみ及び資源物について、排出者責任と適正な費用負担を基本に処理費用や世帯構成等を考慮のうえ、負担額の算出を検討します。
- ②地域性や周辺自治体からのごみ流入問題などを踏まえ、他市のごみ処理手数料との均衡と適切な指定収集袋の価格を算定します。
- ③3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを更に推進し、適正な分別によるごみ減量と再資源化の促進を目指します。

清瀬市のごみ処理手数料の見直しについて



(6) 一世帯あたりの平均人数(平成29年1月1日)

清瀬市の全人口	74,510 人	(A)
清瀬市の世帯数	34,709 世帯	(B)
一世帯あたりの平均人数	(A) ÷ (B)	2.15 人

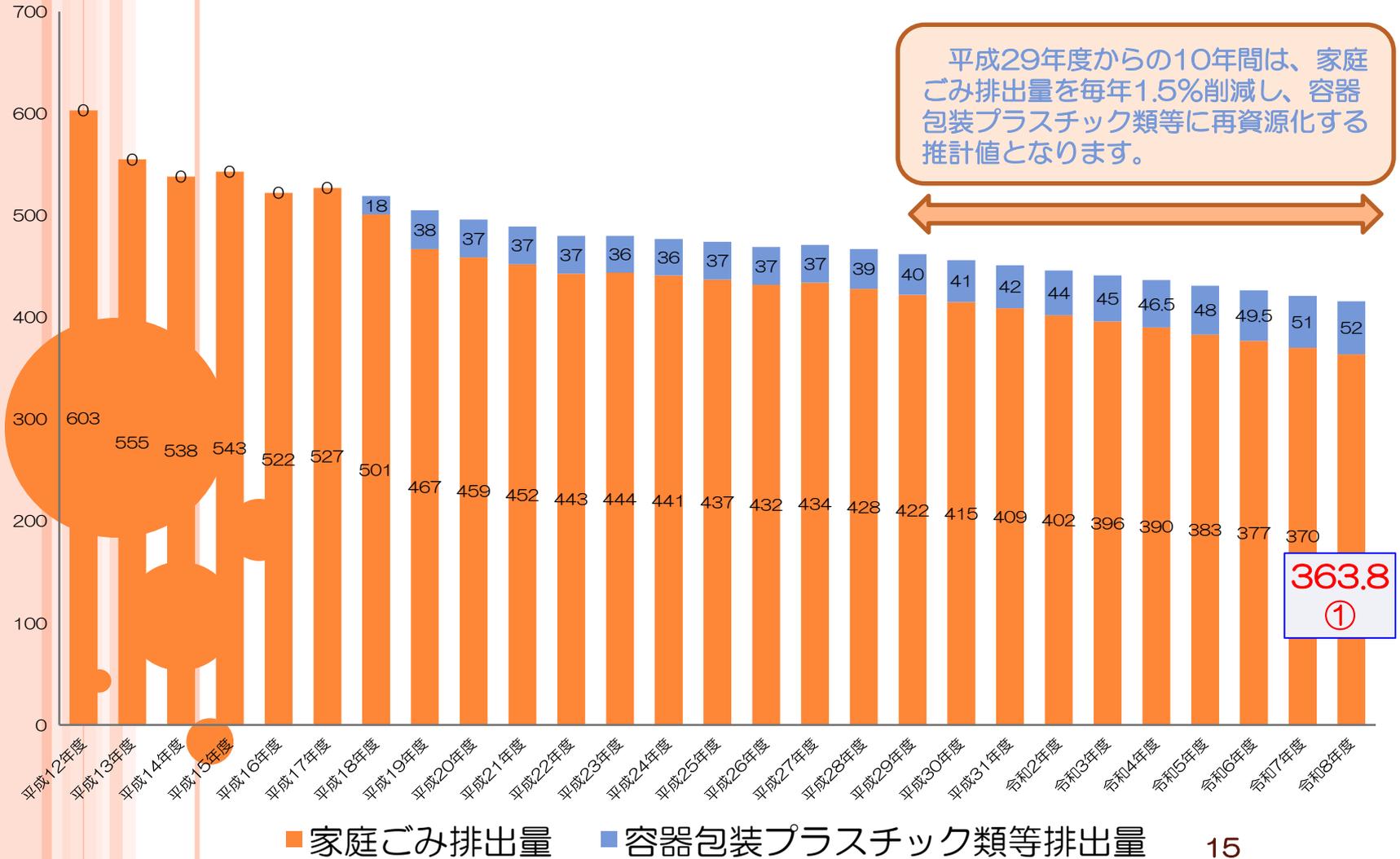
図表

人口・世帯数及び世帯当たりの人数の推移(外国人人口及び外国人世帯を含む)

単 位	平成12年 1月1日現在	平成28年 1月1日現在	平成29年 1月1日現在	平成30年 1月1日現在	平成31年 1月1日現在
人	66,913	74,403	74,510	74,845	74,737
世 帯	27,215	34,388	34,709	35,246	35,454
人/世帯	2.46	2.16	2.15	2.12	2.11

※世帯当たりの人数は減少傾向ながらも、ほぼ横ばいとなっています。

(7) 一人一日あたりの家庭ごみ排出量と 容器包装プラスチック類等排出量の比較 (単位:g)



(8) 一ヶ月あたりの一世帯のごみ排出推量

清瀬市の全人口	74,510 人	(A)
清瀬市の世帯数	34,709 世帯	(B)
一世帯あたりの平均人数	(A) ÷ (B)	(C) 2.15 人
一人一日あたりの家庭ごみ排出推量	363.8 g	①' 0.36 kg
月の算出日数	週7日×4週	(あ) 28日
一ヶ月あたりの一世帯のごみ排出推量	(C) × ①' × (あ)	(い) 21.67 kg

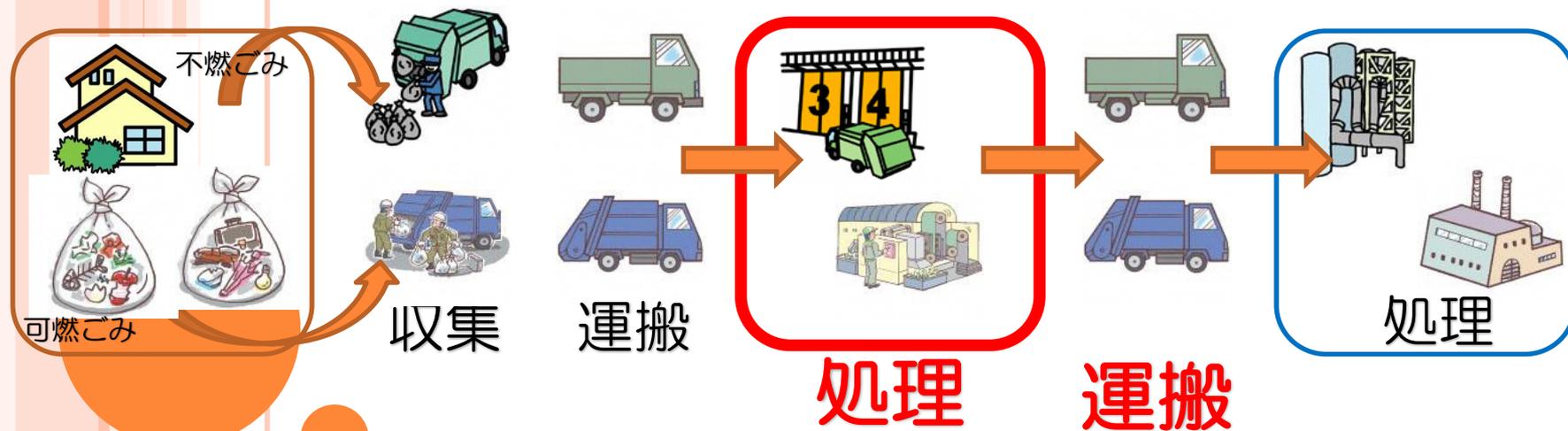
(9) 可燃・不燃ごみ等家庭から最終処分場までの流れ

(イメージ図)

家庭

中間処理施設
柳泉園組合

最終処分場
二ツ塚処分場



指定収集袋作成費用(a)
1kgあたり1.74円

収集運搬費用(b)
1kgあたり9.51円

柳泉園組合における処理費用(c)
1kgあたり38円

最終処分場処理費用(d)
1kgあたり13.77円

$$1.74円(a) + 9.51円(b) + 38円(c) + 13.77円(d) = 63.02円(e)$$

※この算出には直営の収集運搬による職員人件費などは含まれていません。

(10)ごみ処理手数料(負担額)の算出

指定収集袋作成費用(a)
1kgあたり1.74円

収集運搬費用(b)
1kgあたり9.51円

柳泉園組合における処理費用(c)
1kgあたり38円

最終処分場処理費用(d)
1kgあたり13.77円

$$1.74円(a) + 9.51円(b) + 38円(c) + 13.77円(d) = 63.02円(e)$$

一ヶ月あたりの一世帯のごみ排出推量	$(C) \times ①' \times (あ)$	(い) 21.67 kg
収集運搬処理経費	$(e) \times (い)$	(ア) 1,365.64 円
市民の負担割合 (残り2/3費用は一般財源等により充当することになります。)		(イ) 1/3
一ヶ月一世帯あたりの負担額	$(ア) \times (イ)$	(ウ) 455.21 円
可燃ごみ及び不燃ごみ月収集回数 (容器包装プラスチック類等の4回は含みません。)		(エ) 月10回
収集1回の負担額	$(ウ) \div (エ)$	(オ) 45.521円 ≒40円

(11) 可燃ごみ指定収集袋価格表

現行と改定後の比較		現行	改定後
収集1回（中型袋20ℓ相当）負担額		20円	40円
可燃ごみ 	ミニ袋（5ℓ相当） 1セット（20枚）	140円	200円
	小袋（10ℓ相当） 1セット（10枚）	100円	200円
	中袋（20ℓ相当） 1セット（10枚）	200円	400円
	大袋（40ℓ相当） 1セット（10枚）	400円	800円

(12) 不燃ごみ指定収集袋価表

現行と改定後の比較		現行	改定後
収集1回（中型袋20ℓ相当）負担額		20円	40円
不燃ごみ 	ミニ袋（5ℓ相当） 1セット（20枚）	140円	廃止
	小袋（10ℓ相当） 1セット（10枚）	100円	200円
	中袋（20ℓ相当） 1セット（10枚）	200円	400円
	大袋（40ℓ相当） 1セット（10枚）	400円	800円

(13) 容器包装プラスチック類等指定収集袋価格表

現行と改定後の比較		現行	改定後
収集1回（中型袋20ℓ相当）負担額		20円	20円
<p>容器包装 プラスチック類等</p> 	ミニ袋（5ℓ相当） 1セット（20枚）	140円	廃止
	小袋（10ℓ相当） 1セット（10枚）	100円	100円
	中袋（20ℓ相当） 1セット（10枚）	200円	200円
	大袋（40ℓ相当） 1セット（10枚）	400円	400円

(14) 新しい指定収集袋と現在の指定収集袋について

指定収集袋の価格の改定後は、旧指定収集袋はそのまま使用することはできなくなります。新・旧で生じる差額について『指定収集袋用差額券』をご購入いただき、差額分を貼っていただくことにより経過措置として一定期間使用することができます。指定収集袋用差額券は、清瀬市の指定収集袋や粗大ごみ処理券などを取り扱っている公共施設や販売店でご購入できます。

指定収集袋用差額券



● ミニ袋用 3円券
(20枚セット) 60円



● 小・中・大袋用 10円券
(10枚セット) 100円

注) 指定収集袋用差額券は指定収集袋を取り扱っている**市内公共施設とごみ減量推進課**で1枚から販売いたします。

(15) 可燃ごみの組成分析について

ポイント① 一番多いものは『**紙類**』です。

ポイント② 不燃の『**プラスチック**』が多い。

ポイント③ 『**厨芥（ちゅうかい）**』が多い。

平成29年度多摩地域ごみ実態調査より

	紙類	厨芥	繊維	木・草	プラスチック	ゴム 皮革	金属	その他
乾ベース (%)	43.4	16.1	6.3	9.0	18.8	3.4	1.8	1.2
湿ベース (%)	42.3	23.0	5.1	10.0	14.3	3.4	1.0	0.9

(16) 不燃ごみの組成分析について

ポイント① 『プラスチック』が最も多い。

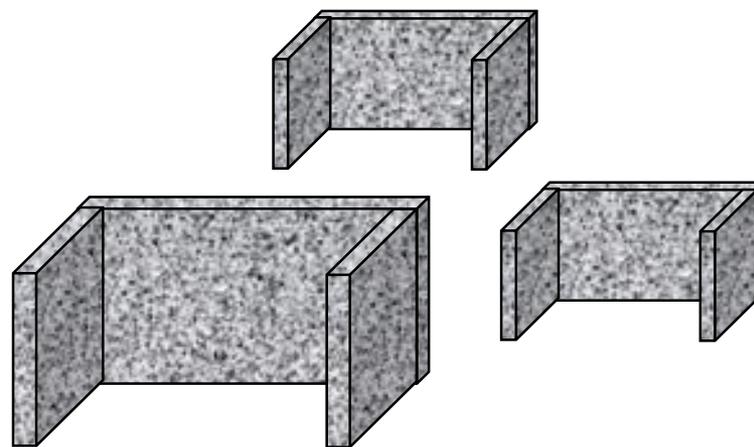
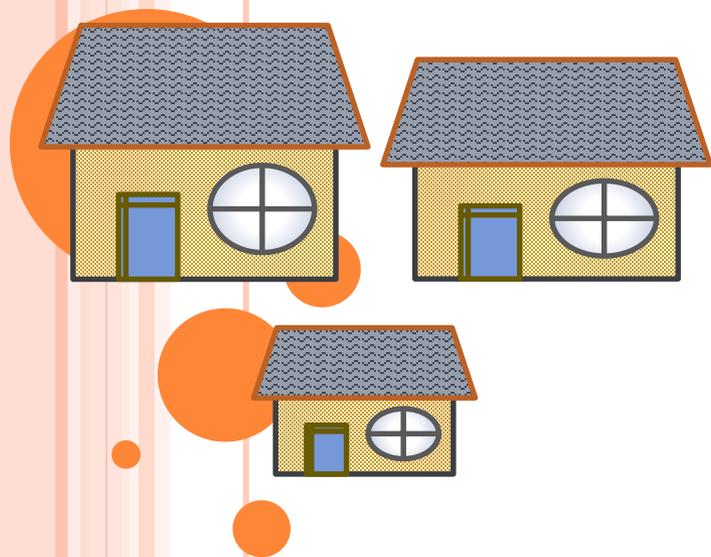
ポイント② 比較的、分別が守られている。

平成29年度多摩地域ごみ実態調査より

	紙類	厨芥	繊維	木・草	プラスチック	ゴム 皮革	金属	その他
乾ベース (%)	2.2	0.3	0.9	2.0	48.1	0.2	4.2	42.1
湿ベース (%)	3.6	0.3	1.3	2.5	46.1	0.2	3.9	42.1

清瀬市のごみ収集体系の見直しについて

現行の収集（ステーション方式）と戸別収集方式についての比較



(17) ステーション方式のメリットとデメリット

メリット

- ① 戸別収集方式と比較すると収集コストが抑えられる
- ② 収集箇所が少ないため、収集時間が短くなりやすい
- ③ 地域ぐるみのごみの分別ルールが守られる

デメリット

- ① 高齢者世帯など、集積所までごみを運ぶことが困難な場合がある
- ② 近隣住民による『ごみ集積所の共同管理』が難しい地域がある
- ③ 新たな集積所の設置場所の確保が困難な地域がある
- ④ ごみの分別ルールを守っていない排出者が特定しにくい

(18) 戸別収集方式のメリットとデメリット

メリット

- ① 排出者責任が果たされやすくなる
- ② 多くの戸建で排出場所までの距離が近くなる
- ③ 不法投棄が減少する
- ④ ごみの分別ルールがより明確に守られる
- ⑤ 私有地敷地内にごみを置くことになるため、通行の妨げになりにくい
- ⑥ ごみの排出場所が明確で収集状況が確認しやすい

デメリット

- ① ステーション方式と比較すると収集コストが増加する
- ② 収集箇所が増加し、収集に時間がかかる
- ③ 集合住宅の収集にメリットが少ない

(19) 清瀬市の不法投棄等警告に関して

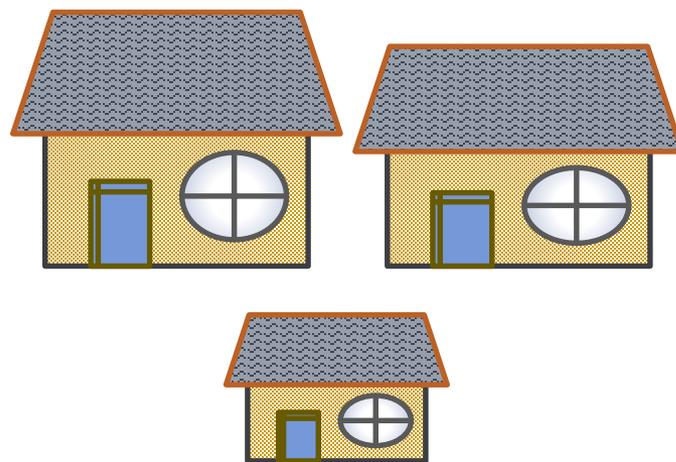
日々のごみ収集において、残念ながらごみ分別ルールが守られていない状況があります。不法投棄のような悪質なものやごみ分別ルールを勘違いしてしまう場合など状況は様々ですが、排出者に対して正しく排出していただくために『警告シール』という形でメッセージを残しております。

警告シールは年間平均13,000枚使用しております。月14回の収集から12ヶ月で換算すると1回の収集で約77件あることとなります。

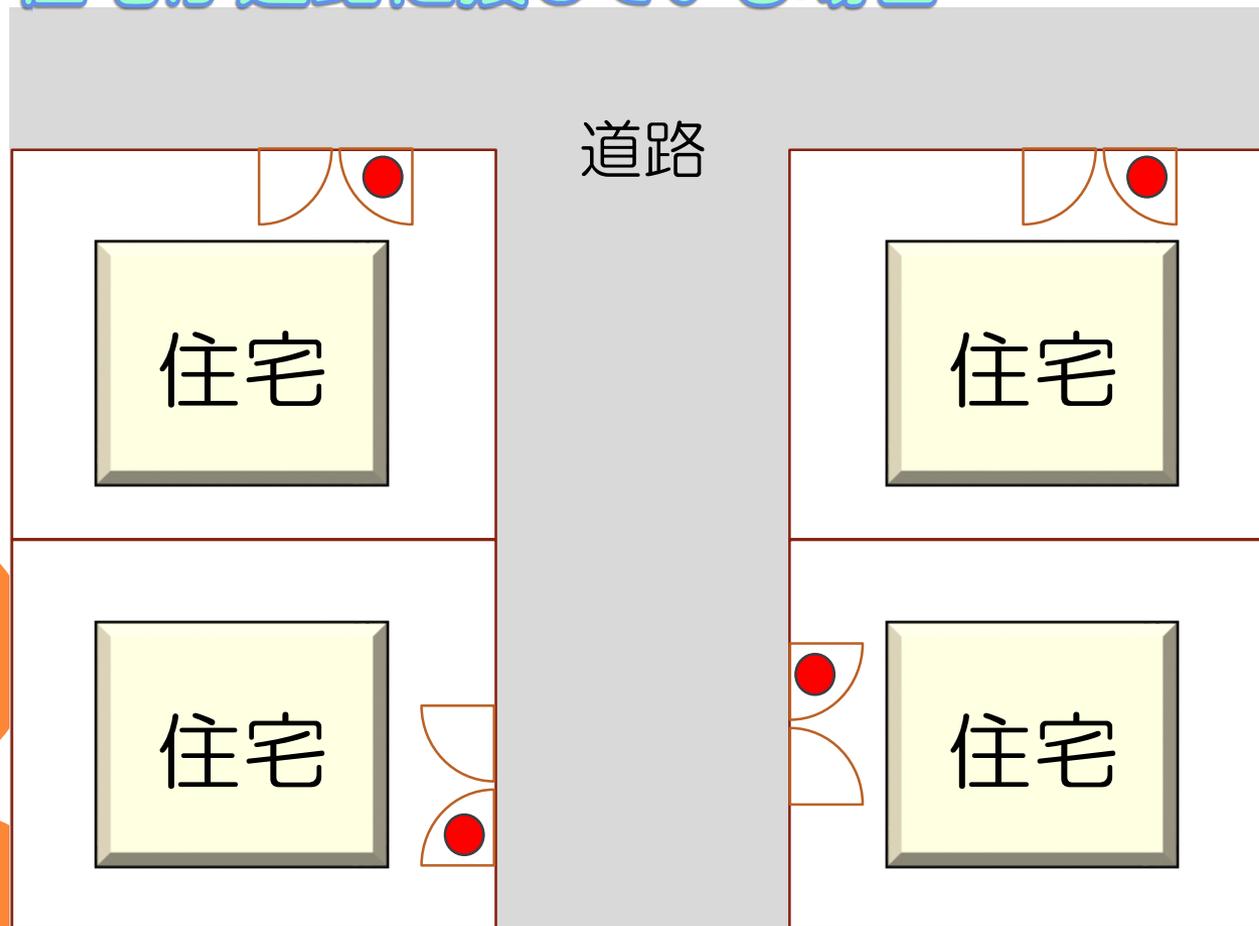
その多くはステーション方式の集積所であるため、排出者特定が極めて困難であることが課題です。これらの不法投棄物は、管理会社や地域の自治会等が対応し、公用地集積所は市が対応しております。また、毎日電話やメール等での報告を頂いている状態です。

清瀬市の具体的なごみの排出方法について

戸別収集による排出方法 ～ 戸建住宅編 ～

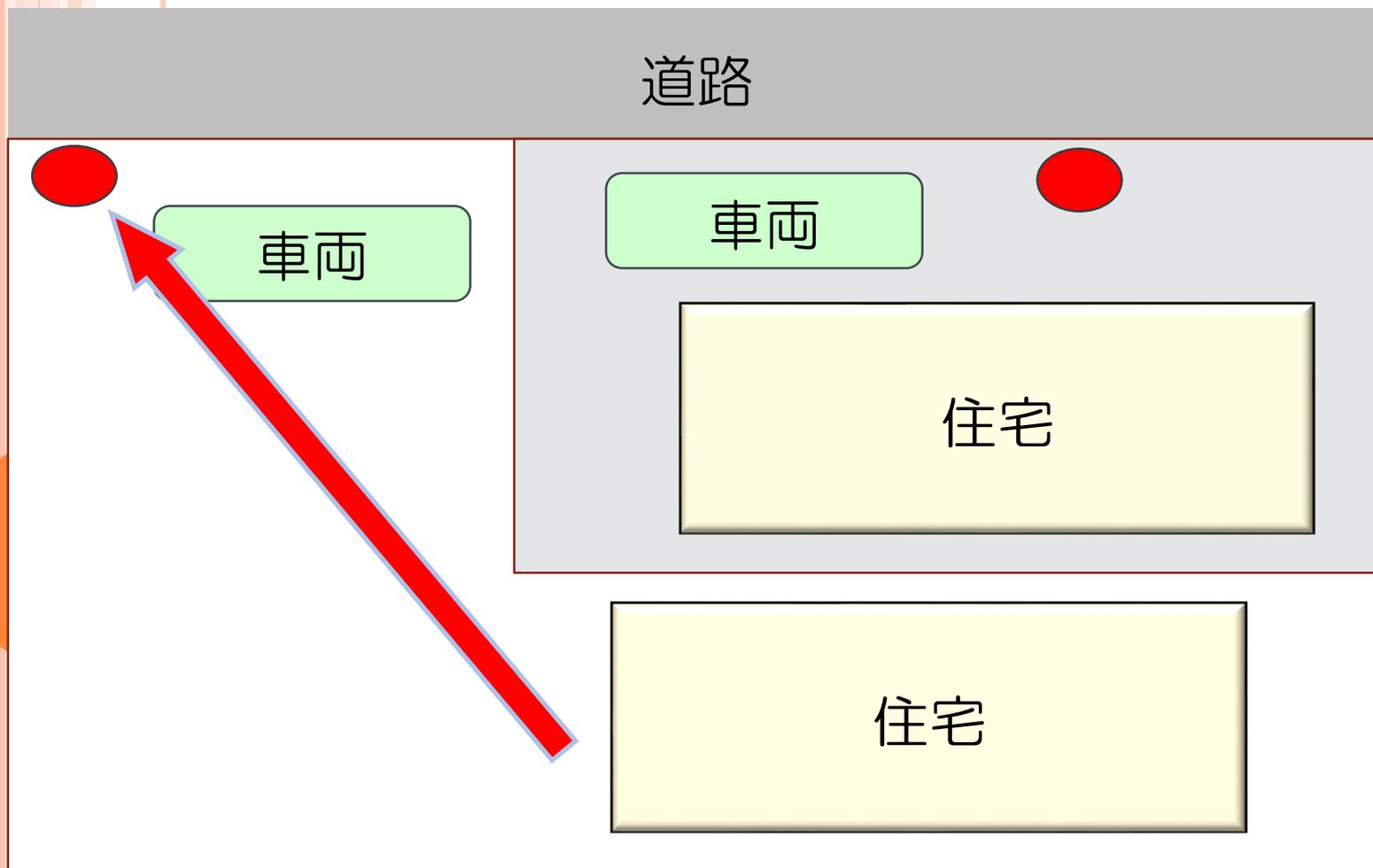


(20) 住宅が道路に接している場合



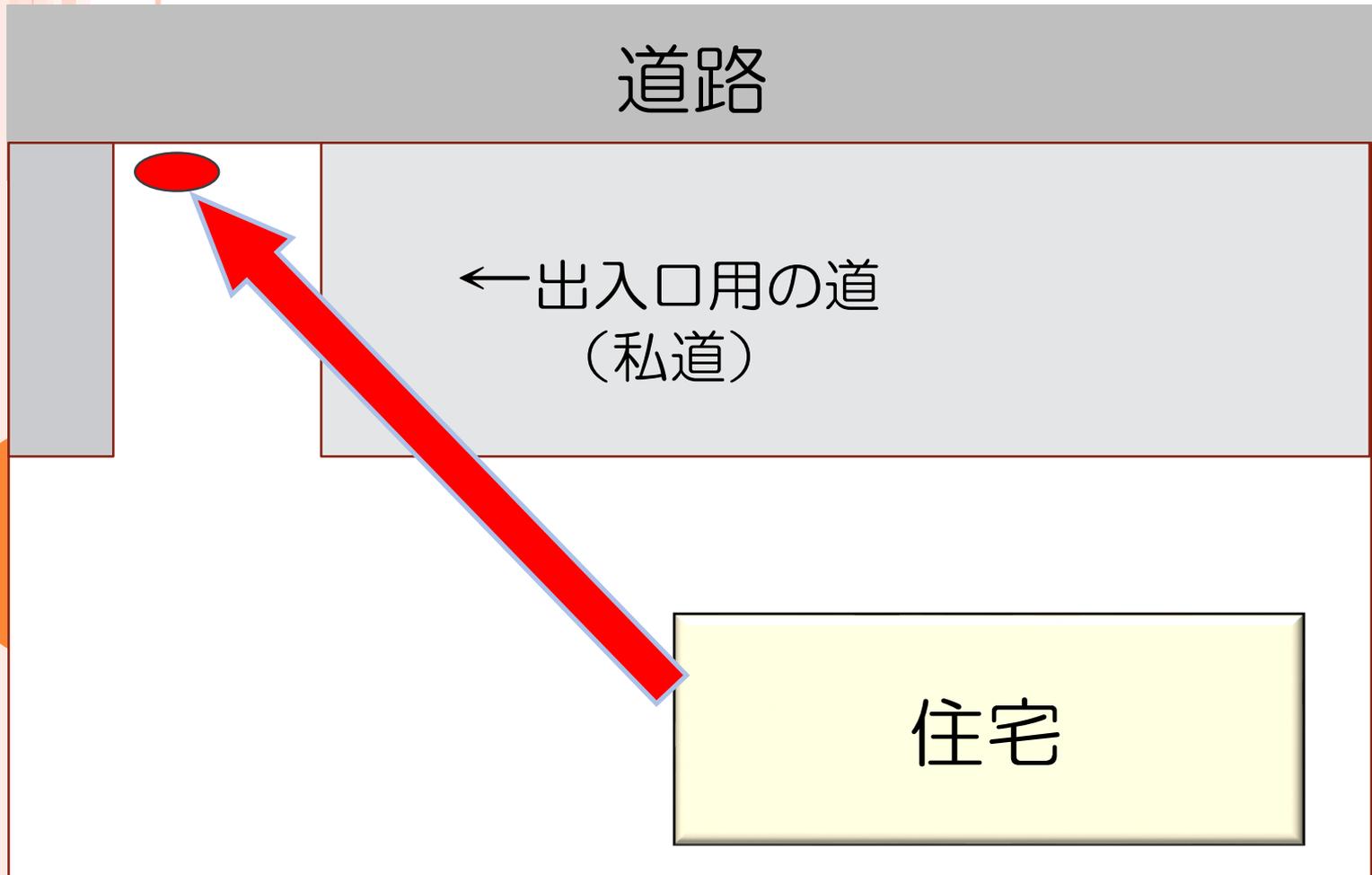
敷地内の玄関付近に出しましょう

(21) 奥まった場所に住居がある場合



敷地内の道路付近に出しましょう

(22) 専用の私道の先に住居がある場合

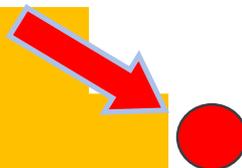


敷地内の道路付近に出しましょう

(23) 階段上に住居がある場合



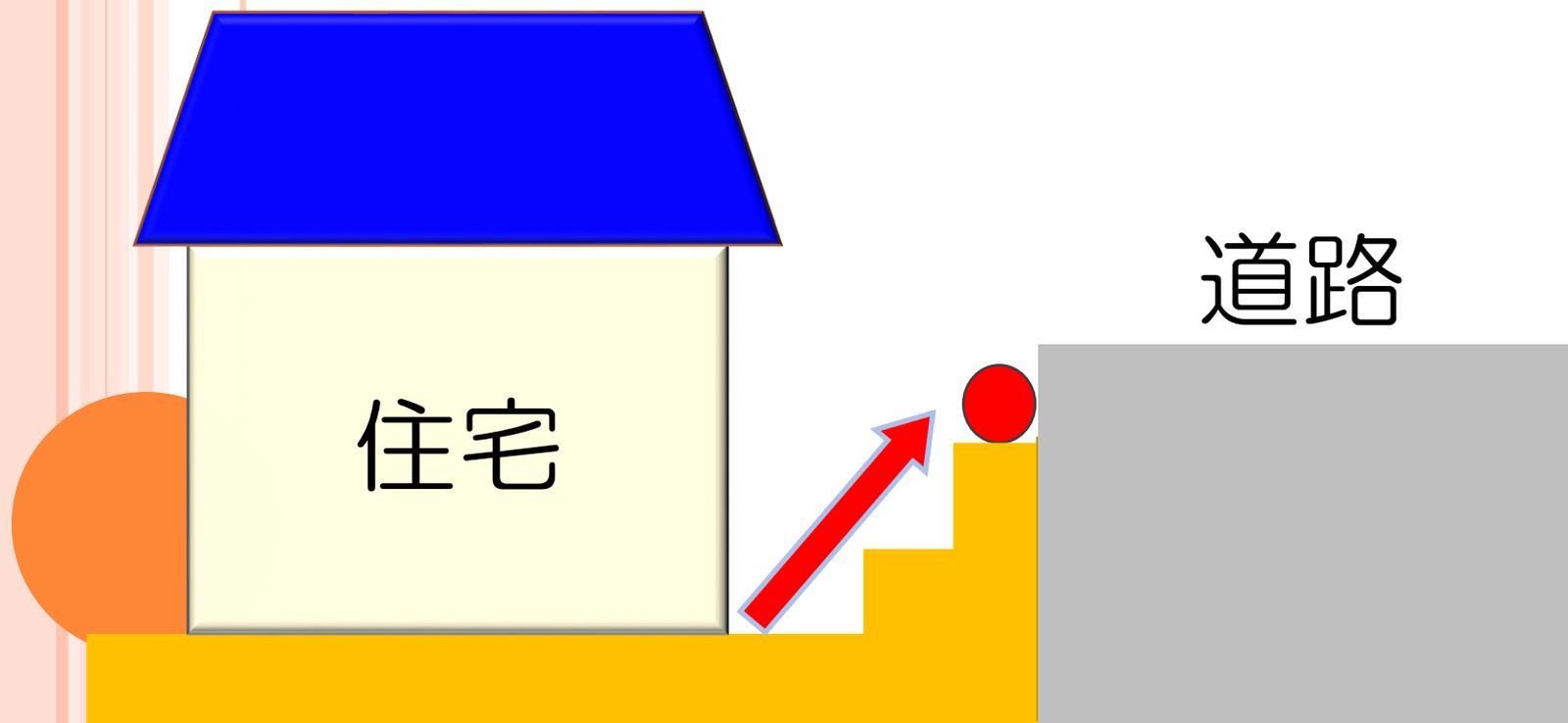
住宅



道路

敷地内の道路付近に出しましょう

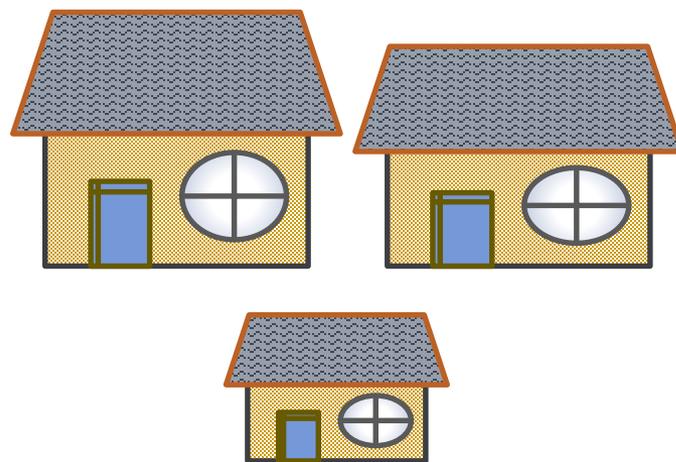
(24) 階段下に住居がある場合



敷地内の道路付近に出しましょう

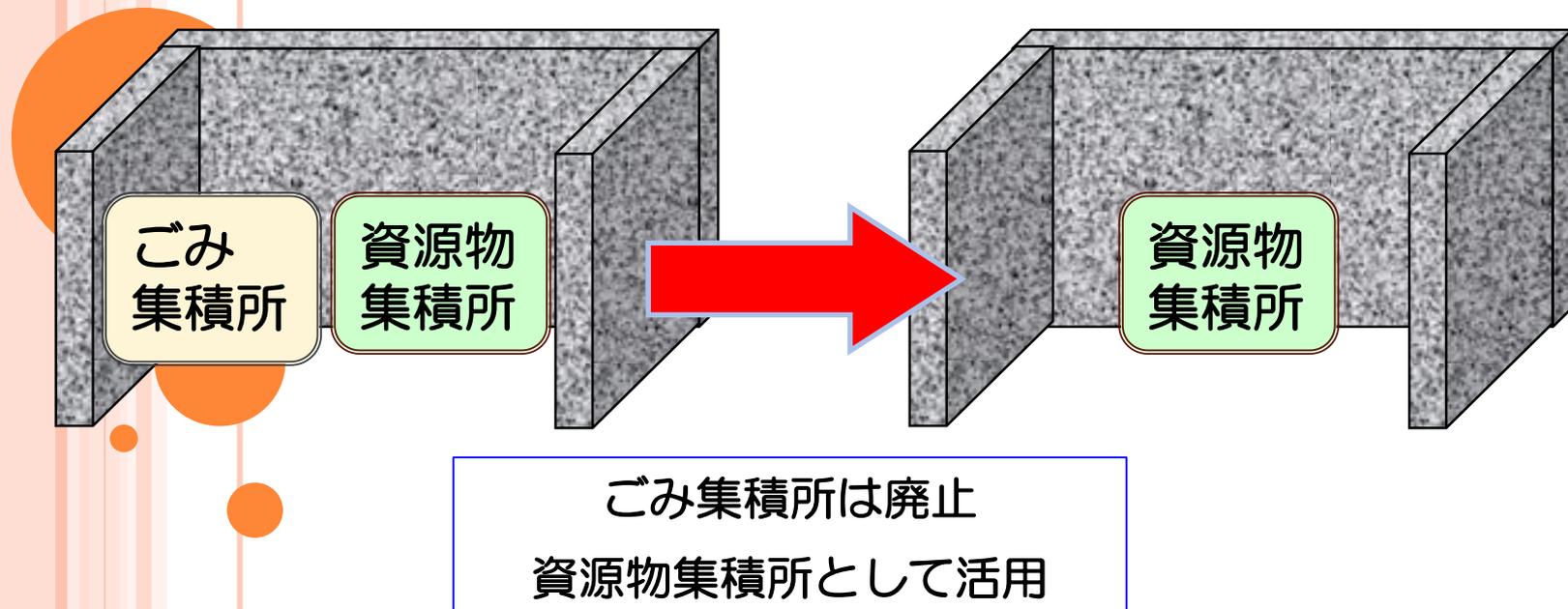
清瀬市の具体的なごみの排出方法について

戸別収集の3品目以外の排出方法 ～ 戸建住宅編 ～

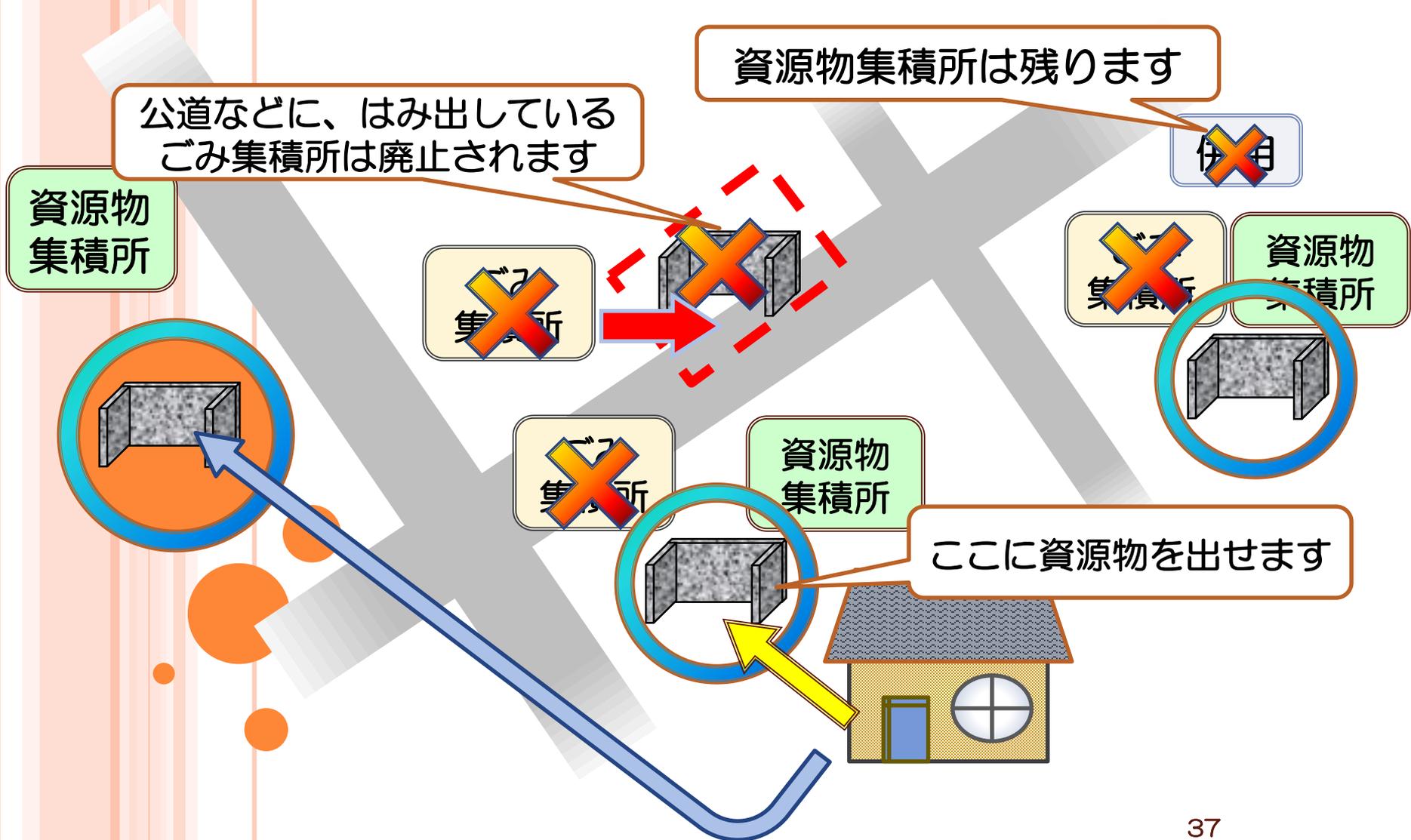


(25) 資源物集積所としての活用 ①

3品目が戸別収集となるため、ごみ集積所は**廃止**します。ただし、設置に問題の無い場所については『**資源物集積所**』として活用していくことになります。

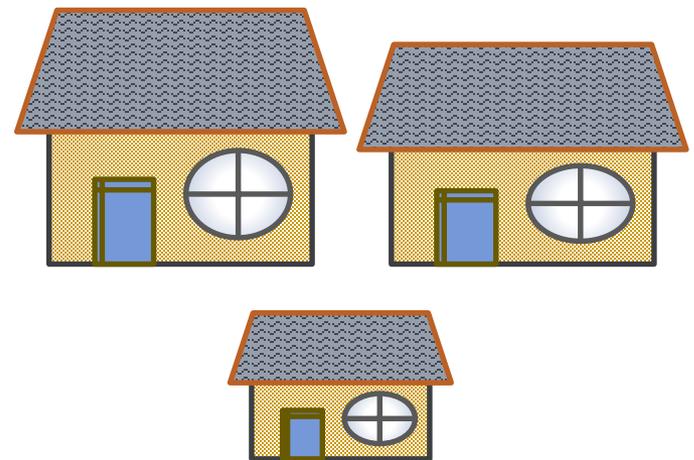


(25) 資源物集積所としての活用 ②

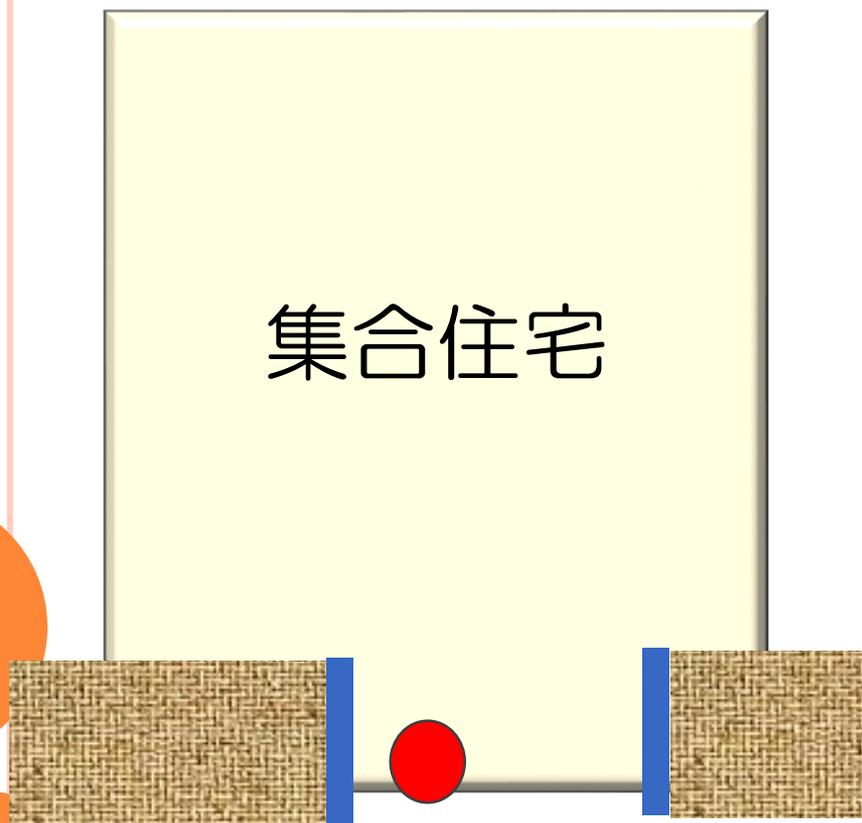


清瀬市の具体的なごみの排出方法について

戸別収集による排出方法 ～ 集合住宅編 ～



(26) 集合住宅の場合



↑ 道路から見える位置

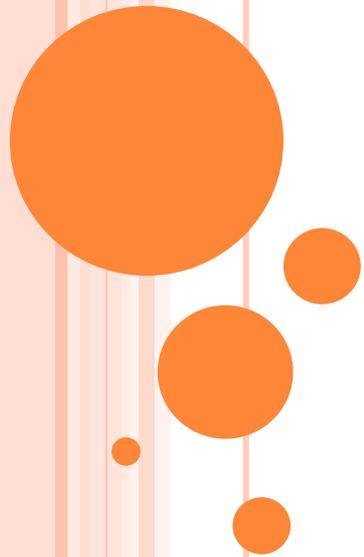
平面図



↑ 集合住宅の敷地内

敷地内の道路付近に出しましょう

地域別収集表について



(27) 下宿・旭が丘・中里4~6丁目

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅は玄関付近 ・集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布 びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、古布は資源物集積所 ・びん、かんは専用かご
水	不燃ごみ (毎週収集へ変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅は玄関付近 ・集合住宅はごみ集積所
木	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅は玄関付近 ・集合住宅はごみ集積所
金	容器包装プラスチック類等 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅は玄関付近 ・集合住宅はごみ集積所

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み (042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、 平日の9時から12時 (直接搬入) 日曜の9時から16時 (直接搬入)

(28) 上清戸・中清戸・下清戸・中里5丁目の一部

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、古布は資源物集積所
水	不燃ごみ (毎週収集へ変更) びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所 びん、かんは専用かご
木	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
金	容器包装プラスチック類等 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み (042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、 平日の9時から12時 (直接搬入) 日曜の9時から16時 (直接搬入)

(29) 中里3丁目

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、古布は資源物集積所
水	不燃ごみ (毎週収集へ変更)	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
木	可燃ごみ びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所 びん、かんは専用かご
金	容器包装プラスチック類等 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み(042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、平日の9時から12時(直接搬入) 日曜の9時から16時(直接搬入)

(30) 元町1丁目

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、古布は資源物集積所
水	容器包装プラスチック類等 ペットボトル びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所 びん、かんは専用かご
木	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
金	不燃ごみ (毎週収集へ変更)	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み (042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、 平日の9時から12時 (直接搬入) 日曜の9時から16時 (直接搬入)

(31) 元町2丁目・中里1~2丁目・野塩・梅園

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、古布は資源物集積所
水	容器包装プラスチック類等 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
木	可燃ごみ びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所 びん、かんは専用かご
金	不燃ごみ (毎週収集へ変更)	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み (042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、 平日の9時から12時 (直接搬入) 日曜の9時から16時 (直接搬入)

(32) 松山・竹丘

月	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
火	古紙・古布	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、古布は資源物集積所
水	容器包装プラスチック類等 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
木	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所
金	不燃ごみ (毎週収集へ変更) びん・かん	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅は玄関付近 集合住宅はごみ集積所 びん、かんは専用かご

有害ごみ	市内公共施設等に設置している赤色と黄色のボックス
牛乳パック	市内公共施設等に設置している専用ボックス
使用済み小型家電	市内公共施設等に設置している専用ボックス
剪定枝・落ち葉	ごみ減量推進課へ電話申し込み (042-493-3750)
粗大ごみ	電話申し込み又は、 平日の9時から12時 (直接搬入) 日曜の9時から16時 (直接搬入)

ご清聴ありがとうございました

